

総務常任委員会

議案第133号南相馬市財産価格審議会条例制定について
質問 この条例を設置する目的は何か。
答弁 市の公有財産の価格決定にあたり、より透明性、公平性を高め、適正な価格を評定するため。
質問 市として、財産処分に関する条例があり、加えてこの審議会を設置しなければならぬ理由は。
答弁 財産の処分は、条例や規則等に基づいて処理できるが、価格について定められるものはないので、今回条例制定を議会上程した。
討論 熟度が高まっている。今回の審議会を作ることによって、より緊密なる透明性のある単価の出し方につながり、やってみて悪いときには、すぐ直す体制の中で執行すべきとの賛成意見。
 審査の結果、原案の通り可決。

議案第134号南相馬市公の施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例制定について
質問 貸出しは、市内の人に限らず、この条例が適用されるのか。
答弁 原則市内に住所を有する者、市内に通勤・通学している者、更に、市内に事業所を有する法人等と定めてあり、適正な開放に努めたい。
質問 他に貸し出す場所があるにもかかわらず、庁舎内を貸し出す目的は。
答弁 根本的には皆さんの庁舎であるということであり、広く住民に使って頂く。審査の結果、原案の通り可決。
議案第148号南相馬市訪問看護事業の設置などに関する条例を廃止する条例制定について
質問 ステーション廃止に伴って、利用者の移動先をスムーズ、かつ責任を持って行う必要があると思うが。
答弁 利用者が困るような状況は、絶対作らないことを前提に移行する予定である。
質問 利用者にとって、納得のできる体制が確立されるのか。

議案第150号平成20年度南相馬市一般会計補正予算
質問 民生、教育関係の事業が本庁事業となったことによる繰入れとのことだったが、目的以外には使えないということはないのか。
答弁 一般財源であるため、目的を拘束するものではないが、3款、10款については、重点的に一般財源を充当し、なお足りなくなった時には、財政調整基金で調整する。
質疑終了後、議案第150号に對し、修正案が提出された。
提案理由 各自治振興基金から財政調整基金に繰り入れる7億円について、本年度予算以降の予算措置であることからすれば、この際、3月の本予算の中できっちり提案し、措置していくのが筋である。
質問 3款、10款について

議案第154号平成20年度南相馬市病院事業会計補正予算について
質問 病院事業の維持、存続、特に小高病院の今後の対応について伺う。
答弁 改革プランに則り、小高病院も経営効率化に努めながら、病院機能の維持ができるように対応したい。
質問 医師不足解消のため、具体的にどうやって医師を確保するのか。
答弁 福島医大中心で進めている。更に、国が示すガイドラインに沿った改革プラン

常任委員会の審査から

各委員会における、主な質疑・討論について

答弁 サービスの内容的には、全く問題がないと考えている。今後は、利用者の方に不安のないよう説明すること、最優先の課題であると考えている。
 審査の結果、原案の通り可決。

本庁予算に組み替えをした結果、その財源についても措置する必要があるための提案となつていと理解するが、見解は。
答弁 本予算の中で議論するのが本筋であると考える。
討論 20年度から一体化を図る前提のもとに、民生費、教育費を本庁予算にしてきた経過がある。本来、3月の本予算に計上すべきであったと思うが、地域協議会との調整を図ってきたことを加味し、修正案に反対の意見。
 採決の結果、修正案は否決。原案について採決の結果、本案は原案の通り可決。

を粛々と実行していく。また、基本ベースである診療体制を構築することが重要であることから、病院が果たすべき役割を広げ、運営することが明記されている改革プランに沿って進めたい。
 審査の結果、原案の通り可決。
陳情第7号小高病院の存続について
 審査の結果、採択。
陳情第8号所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について
 審査の結果、採択。

平成20年 第6回定例会での審議結果 (意見が分かれた議案について) 掲載しました。

議員名	議決結果	南相馬クラブ		高志会		市民クラブ		清心会		改革21		公明党南相馬市議団		政友会		日本共産党議員団		民政クラブ		無党派					
		湊清一	平田武	西一信	小林チイ	小林正幸	竹野光雄	高野光二	五賀和雄	寺内安規	今村裕	宝玉義則	白瀬利夫	坂本恒雄	櫻井勝延	小川尚一	志賀稔宗	土田美恵子	小林吉久	西銚治	渡部寛一	郡俊彦	田中正	横山元榮	太田淳一
議案等の名称																									
市長提案	南相馬市財産価格審議会条例制定について	可	○	○	○	議	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○
	公の施設に係る指定管理者の指定について(鹿島区内のスポーツ施設)	可	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	公の施設に係る指定管理者の指定について(原町区内のスポーツ施設)	可	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○
議員提出	平成20年度南相馬市一般会計補正予算の修正案	否	×	×	×	議	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	×	×	×	

◎ 議決結果欄の意味はそれぞれ次のとおり 可 可決 否 否決 継 継続審査 欠 欠席
 ◎ 採決の結果欄の意味はそれぞれ次のとおり ○ 賛成 × 反対 議 議長

議員提出議案・意見書

議案番号	件名	議決状況
19	「所得税法第56条の廃止」を求める意見書	原案可決
20	「気候保護法」の制定に関する意見書	原案可決
21	「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と外米(ミニマムアクセス米)の輸入中止を求める意見書	原案可決
22	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
23	南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
	産業廃棄物処分場建設に係る調査特別委員会の設置	原案可決

請願・陳情

受理番号	件名	請願・陳情者氏名	議決状況
請願10	「気候保護法」の制定に関する意見書の提出について	高田 篤	採 択
請願11	「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と外米(ミニマムアクセス米)の輸入中止を求める意見書の提出について	南相馬市農業を守る会 会長 佐藤 景信	採 択
19年陳情6	小高区の市直営学校給食を守ることに	小高区の学校給食を考える会 代表世話人 井島順子	継続審査
陳情7	小高病院の存続について	小高区東部地区行政区長会 会長 山澤 征ほか21人	採 択
陳情8	「所得税法第56条の廃止」を求める意見書の提出について	相双民主商工会 会長 紺野 重秋	採 択

● 請願・陳情の提出をされる方へ
 次回の3月定例会においては、2月26日(木) 午後4時まで に提出して下さい。



▶ 3月末をもって廃止される南相馬市しらゆり訪問看護ステーション